

<経済産業省から周知依頼>

関係団体ご担当者様

平素よりお世話になっております。

厚生労働省より、下記のとおり周知がありましたので、ご連絡をさせていただきます。

■周知内容

今般、「派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第201号）」等が公布され、派遣労働者の更なる待遇改善を目的とした改正が、令和8年10月1日より施行・適用されることとなりましたので、周知いたします。

本改正では、主に以下の点が見直されております。

1. 雇入れ時・派遣時の明示事項に「待遇の相違の内容及び理由等について説明を求めることができる旨」の追加
2. 「同一労働同一賃金ガイドライン」の更なる明確化
3. 公正な評価による待遇改善の促進

各関連団体・関連民間事業者におかれましては、労働者派遣の受入れにあたり、改正内容をご了知いただくとともに、法令に基づき適正にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、下記 URL をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_00001.html

■厚生労働省 問い合わせ先

電話番号 03-5253-1111（代表）

以上